

給与所得者異動届出書の記入例2【退職により一括徴収】

第6号の6様式(1)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※異動があった場合は、速やかに提出してください。

従業員の社員番号など、特別徴収税額決定・変更通知書に表示してほしい管理番号があれば記入してください。特に希望がなければ空欄のままご提出ください。

1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。

異動後の未徴収税額の徴収方法が、一括徴収の場合は、この欄にも記入してください。

特別徴収税額決定・変更通知書に記載されている8桁の番号を記入してください。

法人番号を記入します。個人事業主の方は、事業主の個人番号を記入してください。

退職時に残額を一括で特別徴収する場合は「2.一括徴収」を選択してください。

※1月1日から4月30日までの退職の場合は、5月分までの税額を一括徴収してください。また、その他の期間でも、本人が希望すれば一括徴収してください。

一括徴収の場合は、左記の「一括徴収の理由」等の欄も合わせてご記入ください。

市町村長殿 令和〇年〇月〇日提出		〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	特別徴収義務者 指定番号 60000000	宛番号 1	所属 人事課人事労務係	氏名 特徴 花子	電話 000-0000-0000 内線()
フリガナ 中野 一郎	氏名 中野 一郎	フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ	氏名又は名称 株式会社〇×商事	個人番号 又は法人番号 1111111111111111	担当 当務者 氏名 特徴 花子	所属 氏名 特徴 花子	電話 000-0000-0000 内線()
生年月日 昭和50年1月1日	特別徴収税額 (年税額) 140,000円	徴収済額 (イ) 82,000円	未徴収税額 (ウ) 58,000円	異動年月日 令和〇年1月	異動の事由 1. 退職 2. 転職・長 3. 死亡 4. 合併・解散 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	異動の事由 1. 退職 2. 転職・長 3. 死亡 4. 合併・解散 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納)
受給者番号 00001234	1月1日現在の住所 中野区△△3-2-1	1月1日現在の住所 中野区□□4-5-6	1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指定番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称	2. 一括徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までで、 2. 令和 年5月31日までに支払わ 3. 死亡による退職であるため	新しい勤務先へは、月割額 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	左記の一括徴収した税額は、 1 月分(翌月10日納入期限分) 納入します。

【提出先】 〒164-8501 中野区中野四

【例】未徴収税額を一括徴収して、1月分で納付する場合
 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 82,000円(6月から12月分)
 (ウ) 未徴収税額(一括徴収で納める額) 58,000円(1月から翌年5月分)
 ※(ウ)の未徴収税額を一括して区へ納入します。

※異動届出書は、中野区ホームページからダウンロードできます。
 ※異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。
 ※1月1日から4月30日までの間の異動により給与の支払がなくなる場合は、一括徴収が義務づけられています。